

共済扶養申請用

被扶養者申告書〔認定・減員・同居 別居認定〕

大阪市職員共済組合

① 組合員		局所担当名 及び 事業所名 住所	所属 コード	組合員 証番号 1 -	(記号) (番号)※職員番号 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 再任用	組合員 氏名 ふりがな	年 月 日提出	センター 使用欄 国民年金 第3号届 提出 ・ 案内			
② 届出又は増員する被扶養者及び現在の被扶養者		ふりがな 氏名	性別 男・女	生年月日 昭・平 令 年 月 日	続柄 ()	年間収入 見込額 (種類) 円 ()	職業 (組合員と同居の場合は同居に○を、 別居の場合は住所を記入してください)	住所 同居	事実発生日 年 月 日	扶養するに至った理由 出生 婚姻 離職 収入減 その他()	扶養手当 受給の 有無 有 無
③ 他の扶養義務者		男・女 昭・平 令 年 月 日	昭・平 令 年 月 日	円 ()	同居			総務事務センター受付印			
④ 減員する被扶養者		男・女 昭・平 令 年 月 日	昭・平 令 年 月 日	円 ()	(事実発生日及び扶養なくなった理由) 死亡 離婚 就職 収入増 年 月 日 その他()	(資格喪失証明書) 要・不要	所属所受付日 (備考)				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 職名 所属機関の長 又は所属所長 氏名		認定 喪失 同・別		総務事務センター整理欄	共済組合整理欄	共済組合 決裁欄	課長	係長	係員		

裏面の「届出についての注意事項」を参照してください。

届出についての注意事項

- 1 この届出は、新たに組合員となったとき又は被扶養者に異動(増・減・同居別居の変更)があったときに、所属機関の長又は所属所長を経由して30日以内に大阪市職員共済組合へ提出するものです。(任意継続組合員の場合は直接、共済組合まで送付してください。なお、その場合はおもて面の所属所長による証明欄は不要です。)
- 2 共済組合の被扶養者とは地方公務員等共済組合法第二条第二項に次のように定められています。
 - イ 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、イに掲げる者以外のもの
 - ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

ただし、上記イ、ロ、ハに該当しても、後期高齢者医療制度に該当するものは除きます。

- 3 内のみ記入してください。

4 <被扶養者を増員する場合>

②欄に新たに増員する被扶養者及びすでに認定をうけている被扶養者について記入してください。

<別居認定・同居認定の申請をする場合>

②欄に別居(同居)認定申請する被扶養者及びすでに認定をうけている被扶養者について記入してください。

<他の扶養義務者について>

③欄には、今回申請をする被扶養者に関して、他の扶養義務者がいる場合に記入してください。

- ・例①:子を増員申請するときに、配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者について記入が必要。
- ・例②:母を増員申請するときに、父が被扶養者でない場合は、父について記入が必要。
- ・例③:子を別居認定申請するときに、配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者について記入が必要。

<被扶養者を減員する場合>

④欄に減員する被扶養者を、②欄には減員する被扶養者以外のすでに認定をうけている被扶養者について記入してください。

<②～④欄の各記入項目について>

【年間収入見込額(種類)】: 事実発生日以後、将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入すべてを対象とし、その額を記入してください。(非課税所得含む)

また、()内に収入の種類を、「給与」「年金」「不動産」「事業」などと具体的に記入してください。

【職業】:「学生」「無職」「パート」「アルバイト」等、その実態がわかるように記入してください。

【事実発生日】:当該事実発生日を記入してください。(退職の場合は退職日の翌日、雇用保険受給終了の場合は雇用保険受給終了日の翌日)※

【扶養するに至った理由】:該当する項目に○をしてください。またその他を選択する場合は()内にその理由がわかるように記入してください。※

※すでに認定を受けている被扶養者については、「事実発生年月日」及び「扶養するに至った理由」についての記入は不要です。

【扶養しなくなった理由】:該当する項目に○をしてください。またその他を選択する場合は()内にその理由がわかるように記入してください。

【資格喪失証明書】:国民健康保険等への加入時に提出する資格喪失証明書が必要であれば 要 に「○」を、不要な場合は 不要 に「○」を記入してください。

- 5 この被扶養者申告書を提出するときは、その事実を証明する書類(住民票の写し、就職・退職証明書、扶養事実の証明書、在学証明書等)を必ず添付してください。
場合によって、共済組合が指定する文書等を添付していただくことがあります。